

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 2 8 年度）

平成 2 8 年 1 0 月
国土交通省

特定事業 の名称	期間	概要	公共施設等 の立地	実施方針の 策定時期	担当
福岡空港 特定運営事業等	公共施設等運営権設定日から 30 年間。ただし、期間延 長の場合の最長期間は、公 共施設等運営権設定日から 35 年間（予定）。	運営権者は、以下の福岡空港特 定運営事業等を実施する。 ・空港運営等事業 ・ビル施設等事業 等 （予定）	福岡県福岡市 博多区	平成 29 年 3 月頃（予定）	航空局ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 直通：03-5253-8714
高松空港 特定運営事業等	公共施設等運営権設定日から 15 年間。ただし、期間延 長の場合の最長期間は、公 共施設等運営権設定日から 55 年間。	運営権者は、以下の高松空港特 定運営事業等を実施する。 ・空港運営等事業 ・ビル施設等事業 等	香川県高松市	航空局HPにて公表（平成 28 年 7 月 8 日） http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000090.html	航空局ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 直通：03-5253-8714
大阪第 6 地方合 同庁舎（仮称） 整備等事業	事業契約締結日から平成 44 年 3 月（予定）	PFI 事業者は、大阪第 6 地方合 同庁舎（仮称）の設計業務、建 設業務、工事監理業務、維持管 理業務、運営業務を実施する。	大阪府大阪市 中央区	平成 28 年 10 月末頃、近畿地方整 備局 HP にて公表（予定） http://www.kkr.mlit.go.jp/build/policy/pfi/oosaka6/index.html	近畿地方整備局営繕部 計画課 代表：06-6942-1141 （内線 5171）

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。